

## 概要

- 公共交通機関のバリアフリー整備ガイドライン(※1)については、内容の見直しのため、平成28年度及び29年度に検討会を設置し、平成30年3月に改訂したところであるが、同検討会において、「視覚障害者の誘導案内」は今後も検討すべき課題の一つとされた。
- 今般、今年度設置した基準等検討会(※2)における「視覚障害者の誘導案内」に関する検討のとりまとめ内容を反映させるとともに、ユニバーサルデザインタクシーのスロープ等のバリアフリー設備の技術向上等を踏まえ、バリアフリー整備ガイドラインを改訂する。

※1 バリアフリー整備ガイドライン: 公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン

※2 基準等検討会: 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会

## バリアフリー整備ガイドラインの主な改訂内容(令和2年3月)

### 視覚障害者の誘導案内について

#### 改訂の理由

- 駅においてホームドアの設置ホーム(番線)が混在する場合、視覚障害者にどのホーム(番線)にホームドアがあるのか情報を提供する必要がある。
- 職員等が不在となる時間帯がある改札口や無人の旅客施設においても、視覚障害者が利用に関する情報を入手できる環境を整備する必要がある。

#### 改訂内容

- 混在するホームドアの設置状況について、エレベーター・エスカレーターにおいては音声案内装置により、階段部においては手すりに表示する点字により、案内することを**標準化**
- 階段部においても、音声案内装置により案内することを推進
- 職員等が不在となる時間帯がある改札口や無人の旅客施設においては、職員等とやりとりができるように通話装置(インターホン等)を設置することを**標準化**
- 通話装置(インターホン等)又は触知案内図の位置を知らせる音声案内装置の設置を**標準化**

### ユニバーサルデザインタクシーのスロープの耐荷重について

- ユニバーサルデザインタクシーに搭載する車椅子乗降用のスロープについて、既存より耐荷重性能が向上したものが導入可能となった。



- ユニバーサルデザインタクシーに搭載する車椅子乗降用のスロープについて、耐荷重300kg以上を標準化(改訂前は耐荷重200kg以上を標準、300kg以上を推進)